

◆ 主な法定点検一覧表

区分	点検対象物	点検周期	内 容	点検資格者	対象の詳細
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> 敷地関係 構造関係 防火・避難関係 	3年に1回 (一定規模以上の劇場・ホテル等は毎年〔各自治体条例による〕)	敷地・構造・建築設備に関する定期調査	建築士(1,2級)または特殊建築物調査資格者、昇降機検査資格者等	階数5以上、延べ面積1000㎡以上の建物で特定行政庁が指定する建築物等
	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備 (火気使用室・無窓居室) 排煙設備 非常用照明装置 給排水衛生設備 (ビル管理法・水道法で指定する給排水設備を除く) 	1年に1回	定期検査		
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> エスカレーター 小荷物昇降機 エレベータ 	1年に1回 (毎月自主点検)		
		1年に1回 (毎月自主点検)	昇降機の性能検査	工場等のもっぱら生産過程のエレベータで積載荷重1トン以上のもの	
労働安全衛生法等	<ul style="list-style-type: none"> 照明設備 	半年に1回	照度の測定	—	労働者を常時就業させる場所・事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 機械換気設備 	2ヶ月に1回	点検	—	—
	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 中央管理方式の空調設備 	2ヶ月に1回	一酸化炭素含有率等の検査	—
<ul style="list-style-type: none"> 空調用設備 (冷却塔、冷却水管、加湿装置) 		毎月1回	点検	—	延面積3000㎡以上の事務所・店舗・百貨店・集会所・興業場・図書館等、および延面積8000㎡以上の学校
ビル管理法	<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境 	1年に1回	清掃	—	
		2ヶ月に1回	空気環境の測定	—	
		半年に1回	建物内の定期清掃 鼠・昆虫等の防除	—	
ビル管理法	<ul style="list-style-type: none"> 給排水設備 	半年に1回	水質検査	水道技術管理者等	
		1週間に1回 (一部は2ヶ月に1回)	有利残留塩素等の測定		
		1年に1回	貯水槽の清掃		
		半年に1回	排水設備の清掃		
消防法	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備 警報設備 避難設備 非常用電源 	半年に1回	外観・機能の作動点検	政令指定のものは消防設備士または消防設備点検資格者、それ以外のは自主点検	防火対象物に設置されている設備
		1年に1回	総合点検		

区分	点検対象物	点検周期	内 容	点検資格者	対象の詳細	
水道法	・給排水設備	1年に1回	貯水槽の清掃	各自治体または厚生労働大臣の指定する者（水道技術管理者等）	受水槽の有効貯水容量が10立方メートルを超えるもの	
		1年に1回	貯水槽設備点検			
		異常を認めたとき	水質検査			
水質汚濁防止法	・厨房施設 ・洗浄入浴施設	日平均排水量により異なる	排出水の測定	—	300床以上の病院の洗浄入浴施設、および厨房施設、業務に供する総床面積420㎡以上の飲食店の厨房施設等	
	・浄化槽	日平均排水量により異なる	水質検査	登録業者または浄化槽管理士等	処理対象人数が500人を超えるし尿浄化槽、および指定地域特定施設の浄化槽	
浄化槽法	し尿処理設備	使用開始後6か月時点、以後1年に1回	水質検査	登録業者または浄化槽管理士等	—	
		・単独処理槽 ・合併処理槽	処理対象人数および処理方式により異なる			保守点検
		全ばっ気方式はおおむね半年に1回、それ以外の方式は1年に1回	清掃			
ガス事業法	・ガス設備	3年に1回（通産大臣の許可を受けた場合はこの限りではない）	消火機器の技術上の基準適合性の調査（大口排気を除く）	ガス事業者	ガス湯沸器とガス風呂釜、およびその排気筒・排気扇（例外あり）	
電気事業法	・自家用電気工作物	毎月1回	定期点検	電力会社、電気技術主任者等	電力会社から6kV以上の高電圧で電気を受け、自前で変電設備を設けている施設	
		1年に1回	年次点検（停電を伴う）			

※このほか、ボイラー施設、焼却炉、圧力施設、危険物の貯蔵槽などを施設内に設置する場合には、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、消防法、高圧ガス保安法などが規定する法定点検の義務が生じます。

※点検実施にあたっては、最新の法令をよく確認し、各専門業者のアドバイスを受けてください。